

使用料の見直し（案）

条例の名称	大分県港湾施設管理条例
-------	-------------

以下は令和8年第1回定例県議会へ提案した条例改正案の内容です。
 県議会で条例が可決された場合、令和8年4月1日から施行する予定です。

別表第1
 <使用料>

（単位：円）

区分		単位	料金			
			改定前	改定後（案）	改定見込額	
岸壁棧橋物揚場	総トン数50トン未満の船舶	12時間以内のとき	隻/回	202円 (184円)	<u>205円</u> (187円)	3円 (3円)
		12時間を越え24時間以内のとき	隻/回	269円 (245円)	<u>274円</u> (250円)	5円 (5円)
		24時間を越えるとき	隻/回	269円に24時間を越える12時間ごとに135円を加算した額 (245円に、24時間を越える12時間ごとに123円を加算した額)	274円に24時間を越える12時間ごとに137円を加算した額 (250円に、24時間を越える12時間ごとに125円を加算した額)	-
	総トン数50トン以上の船舶	12時間以内のとき	トン/回	4円3銭 (3円67銭)	<u>4円10銭</u> (3円73銭)	7銭 (6銭)
		12時間を越え24時間以内のとき	トン/回	5円37銭 (4円89銭)	<u>5円47銭</u> (4円98銭)	10銭 (9銭)
		24時間を越えるとき	トン/回	5円37銭に24時間を越える12時間ごとに123銭を加算した額 (4円89銭に、24時間を越える12時間ごとに111銭を加算した額)	5円47銭に24時間を越える12時間ごとに125銭を加算した額 (4円98銭に、24時間を越える12時間ごとに113銭を加算した額)	-

(単位：円)

区分			単位	料金			
				改定前	改定後（案）	改定見込額	
岸壁棧橋物揚場	総トン数50トン以上の船舶		24時間を越えるとき	トン/回	5円37銭に24時間を越える12時間ごとに2円69銭を加算した額 〔4円89銭に、24時間を越える12時間ごとに2円45銭を加算した額〕	5円47銭に24時間を越える12時間ごとに2円74銭を加算した額 〔4円98銭に、24時間を越える12時間ごとに2円50銭を加算した額〕	-
	作業船、起重機船等の特殊船舶	船長10m未満の船舶	12時間以内のとき	隻/回	700円 (640円)	<u>720円</u> (<u>650円</u>)	20円 (10円)
			12時間を越え24時間以内のとき	隻/回	930円 (850円)	<u>950円</u> (<u>860円</u>)	20円 (10円)
		24時間を越えるとき	隻/回	930円に24時間を越える12時間ごとに470円を加算した額 〔850円に、24時間を越える12時間ごとに430円を加算した額〕	950円に24時間を越える12時間ごとに480円を加算した額 〔860円に、24時間を越える12時間ごとに440円を加算した額〕	-	
	船長10m以上の船舶	12時間以内のとき	m/回	70円に船長を乗じて得た額 (64円に船長を乗じて得た額)	<u>71円</u> に船長を乗じて得た額 (<u>65円</u> に船長を乗じて得た額)	1円 (1円)	

(単位：円)

区分			単位	料金			
				改定前	改定後（案）	改定見込額	
岸壁棧橋物揚場	作業船、起重機船等の特殊船舶	船長10m以上の船舶	12時間を越え24時間以内のとき	m/回	93円に船長を乗じて得た額 (85円に船長を乗じて得た額)	95円に船長を乗じて得た額 (87円に船長を乗じて得た額)	2円 (2円)
			24時間を越えるとき	m/回	93円に船長を乗じて得た額に、24時間を越える12時間ごとに47円を船長に乗じて得た額を加算した額 (85円に、船長を乗じて得た額に24時間を越える12時間ごとに43円に船長を乗じて得た額を加算した額)	95円に船長を乗じて得た額に、24時間を越える12時間ごとに48円を船長に乗じて得た額を加算した額 (87円に、船長を乗じて得た額に24時間を越える12時間ごとに44円に船長を乗じて得た額を加算した額)	-

【備考】

改正前後（案）（改正なし）

- 1 公用船舶、総トン数10トン未満の船舶（漁船にあっては、総トン数20トン未満で当該港を基地とするもの）、避難船及び救助船については、免除する。
- 2 定期船については、上記使用料の額の半額とする。
- 3 外航運送に従事する船舶（消費税法施行令（昭和63年政令第360号）をいう。以下同じ。）については、上記括弧内の使用料の額とする。

(単位：円)

区分		単位	料金			
			改定前	改定後(案)	改定見込額	
係船専用浮棧橋	船長10m未満の船舶	1日以内のとき	隻	230	<u>240</u>	10
		1日を越え10日以内のとき	隻	1,150	1,150	0
		10日を越え1月以内のとき	隻	2,100	<u>2,150</u>	50
		1月を越えるとき	月/隻	2,300	<u>2,350</u>	50
	船長10m以上の船舶	1日以内のとき	隻	360	<u>370</u>	10
		1日を越え10日以内のとき	隻	1,750	<u>1,800</u>	50
		10日を越え1月以内のとき	隻	3,150	<u>3,200</u>	50
		1月を越えるとき	月/隻	3,450	<u>3,500</u>	50

【備考】

改正前後(案) (改正なし)

1 総トン数20トン未満で当該港を基地とする漁船については、免除する。

(単位：円)

区分		単位	料金		
			改定前	改定後(案)	改定見込額
小型船舶用泊地	船長5m未満の船舶	月/隻	1,750	<u>1,800</u>	50
	船長5m以上の船舶	月/隻	2,600	<u>2,650</u>	50

【備考】

改正前

改正後(案)

1 「小型船舶用泊地」とは、小型船舶(総トン数20トン未満の船舶をいう。以下同じ。)を停泊させるための港湾施設をいう。

1 「小型船舶用泊地」とは、小型船舶(総トン数20トン未満の船舶をいう。以下同じ。)を停泊させるための港湾施設をいう。

【備考】

改正前	改正後
2 公用船舶、総トン数10トン未満の船舶（漁船にあっては、総トン数20トン未満で当該港を基地とするもの）、避難船及び救助船については、免除する。ただし、次項の規定により加算する額があるときは、当該加算する額に限り、徴収する。	2 公用船舶、業務用船舶（旅客船、貨物船その他の船舶にあっては総トン数10トン未満のもの、漁船にあっては総トン数20トン未満で当該港を基地とするもの）、避難船及び救助船については、免除する。ただし、次項の規定により加算する額があるときは、当該加算する額に限り、徴収する。
3 小型船舶用泊地の使用者がその所有する浮棧橋等を併せて使用するときの使用料の額は、小型船舶の横幅に浮棧橋等の横幅を加えた長さが5mを越える1mまでごとに、上記使用料の額の2割を使用料の額に加算した額とする。	3 小型船舶用泊地の使用者がその所有する浮棧橋等を併せて使用するときの使用料の額は、小型船舶の横幅に浮棧橋等の横幅を加えた長さが5mを越える1mまでごとに、上記使用料の額の2割を使用料の額に加算した額とする。

(単位：円)

区分		単位	料金		
			改定前	改定後（案）	改定見込額
係船浮標	1,000トン未満の船舶	隻/回（24時間まで）	2,600 (2,390)	<u>2,650</u> <u>(2,430)</u>	50 (40)
	1,000トン以上3,000トン未満の船舶	隻/回（24時間まで）	5,350 (4,890)	<u>5,450</u> <u>(4,980)</u>	100 (90)
	3,000トン以上5,000トン未満の船舶	隻/回（24時間まで）	7,750 (7,070)	<u>7,900</u> <u>(7,190)</u>	150 (120)
	5,000トン以上10,000トン未満の船舶	隻/回（24時間まで）	11,100 (10,110)	<u>11,300</u> <u>(10,290)</u>	200 (180)
	10,000トン以上15,000トン未満の船舶	隻/回（24時間まで）	16,700 (15,220)	<u>17,000</u> <u>(15,490)</u>	300 (270)
	15,000トン以上の船舶	隻/回（24時間まで）	23,300 (21,200)	<u>23,700</u> <u>(21,570)</u>	400 (370)

【備考】

改正前後（案）（改正なし）	
1	公用船舶、総トン数10トン未満の船舶（漁船にあつては、総トン数20トン未満で当該港を基地とするもの）、避難船及び救助船については、免除する。
2	定期船については、上記使用料の額の半額とする。
3	外航運送に従事する船舶については、上記括弧内の使用料の額とする。

（単位：円）

区分		単位	料金		
			改定前	改定後（案）	改定見込額
可動橋	自動車航送旅客船	トン/回	2.64	2.69	0.05

（単位：円）

区分			単位	料金			
				改定前	改定後（案）	改定見込額	
上屋	鉄筋建 鉄骨建	1階	15日以内のとき	日/m ²	15.60	15.90	0.30
			15日を越え1月以内のとき	日/m ²	23.90	24.30	0.40
			1月を越えるとき	日/m ²	31.10	31.70	0.60
	2階	15日以内のとき	日/m ²	37.10	37.70	0.60	
		15日を越え1月以内のとき	日/m ²	49	49.90	0.90	
		1月を越えるとき	日/m ²	59.80	60.90	1.10	

【備考】

改正前	改正後（案）
1 事務所として使用するときは、1日1m ² 当たり37円10銭とする。	1 事務所として使用するときは、1日1m ² 当たり <u>37円70銭</u> とする。

(単位：円)

区分		単位	料金		
			改定前	改定後(案)	改定見込額
旅客上屋	別府港県営2号上屋	日/m ²	40.60	<u>41.40</u>	0.80
	別府港県営3号上屋	日/m ²	50.80	<u>51.70</u>	0.90
	佐伯港県営1号上屋	日/m ²	50.80	<u>51.70</u>	0.90
	佐伯港県営2号上屋	日/m ²	34	<u>34.60</u>	0.60
	臼杵港県営上屋	日/m ²	37.40	<u>38.10</u>	0.70
	その他の旅客上屋	日/m ²	34.70	<u>35.30</u>	0.60

【備考】

改正前	改正後
1 別府港県営3号上屋のホーム上屋については1日1m ² 当たり18円60銭（可動式ホーム上屋にあつては、1日1m ² 当たり278円）とし、臼杵港県営上屋のホーム上家については1日1m ² 当たり7円31銭とし、その他の旅客上屋のホーム上屋については1日1m ² 当たり1円56銭以内で知事が定める額とする。	1 別府港県営3号上屋のホーム上屋については1日1m ² 当たり <u>19円</u> （可動式ホーム上屋にあつては、1日1m ² 当たり <u>283円</u> ）とし、臼杵港県営上屋のホーム上家については1日1m ² 当たり <u>7円44銭</u> とし、その他の旅客上屋のホーム上屋については1日1m ² 当たり <u>1円59銭</u> 以内で知事が定める額とする。

(単位：円)

区分		単位	料金		
			改定前	改定後(案)	改定見込額
倉庫	鉄筋建 鉄骨建	日/m ²	11.90	<u>12.20</u>	0.30
	木造建	日/m ²	5.22	<u>5.31</u>	0.09

(単位：円)

区分		単位	料金		
			改定前	改定後(案)	改定見込額
野積場	一級地	15日以内のとき	2.03	<u>2.07</u>	0.04
		15日を越え1月以内のとき	2.51	<u>2.56</u>	0.05

(単位：円)

区分			単位	料金		
				改定前	改定後(案)	改定見込額
野積場	一級地	1月を越えるとき	日/m ²	3.11	<u>3.17</u>	0.06
	二級地	15日以内のとき	日/m ²	1.68	<u>1.71</u>	0.03
		15日を越え1月以内のとき	日/m ²	2.26	<u>2.30</u>	0.04
		1月を越えるとき	日/m ²	2.86	<u>2.91</u>	0.05
	三級地	15日以内のとき	日/m ²	1.31	<u>1.33</u>	0.02
		15日を越え1月以内のとき	日/m ²	1.91	<u>1.94</u>	0.03
		1月を越えるとき	日/m ²	2.51	<u>2.56</u>	0.05

【備考】

改正前	改正後(案)
1 大分港、別府港、津久見港、佐伯港及び中津港の野積場は一級地とし、臼杵港の野積場は二級地とし、その他の港の野積場は三級地とする。	1 大分港、別府港、津久見港、佐伯港及び中津港の野積場は一級地とし、臼杵港の野積場は二級地とし、その他の港の野積場は三級地とする。
2 舗装区域については、1日1m ² につき、1円68銭を上記使用料の額に加算する。	2 舗装区域については、1日1m ² につき、 <u>1円71銭</u> を上記使用料の額に加算する。

(単位：円)

区分			単位	料金		
				改定前	改定後(案)	改定見込額
荷さばき地	15日以内のとき		日/m ²	3.34	<u>3.40</u>	0.06
	15日を超えるとき		日/m ²	5.26	<u>5.35</u>	0.09
附属地			月/m ²	90	90	0.00

(単位：円)

区分		単位	料金			
			改定前	改定後（案）	改定見込額	
駐車場	大分港西大分地区 駐車場（機械により 入退場が管理されるもの）	1時間以内のとき	台	無料		-
		1時間を越え6時間以内のとき	台	1時間を超える1時間ごとに100円		-
		6時間を越え12時間以内のとき	台	500円に、6時間を超える1時間ごとに200円		-
		12時間を越え24時間以内のとき	台	2,100	2,150	50
		24時間を越えるとき	台	2,100円に、24時間を超える1時間ごとに200円	2,150円に、24時間を超える1時間ごとに200円	-
	別府港駐車場（機械により入退場が管理されるもの）	1時間以内のとき	台	(新設)	<u>100</u>	100
		1時間を越え1時間30分以内のとき	台	(新設)	<u>200</u>	200
		1時間30分を越え2時間以内のとき	台	(新設)	<u>300</u>	300
		2時間を越え7時間以内のとき	台	(新設)	<u>400</u>	400
		7時間を越え12時間以内のとき	台	(新設)	<u>500</u>	500
		12時間を越え18時間以内のとき	台	(新設)	<u>600</u>	600
		18時間を越え24時間以内のとき	台	(新設)	<u>800</u>	800

(単位：円)

区分			単位	料金		
				改定前	改定後（案）	改定見込額
駐車場	別府港駐車場（機械により入退場が管理されるもの）	24時間を越えるとき	台	(新設)	800円に、24時間を越える6時間ごとに200円を加算した額	-
		月極定期	月/台	(新設)	6,300	6,300
	その他の駐車場		月/m ²		160	160

(単位：円)

区分		単位	料金		
			改定前	改定後（案）	改定見込額
コンテナクレーン		基	66,000	66,000	0

【備考】

改正前後（案）（改正なし）

- 1 1時間以内で使用するときの使用料の額とし、1時間を超えて使用するときの使用料の額は、経過30分までごとに上記使用料の額の5割を上記使用料の額に加算した額とする。

(単位：円)

区分		単位	料金		
			改定前	改定後（案）	改定見込額
くん蒸庫		m ³ /回	860	870	10
冷凍コンセント		時間/口	320	330	10
トラックスケール		回	380	380	0

< 占用料 >

(単位：円)

区分		単位	料金			
			改定前	改定後 (案)	改定見込額	
電柱	電柱 (支柱及び支線を含む。)		年/本	1,000	1,000	0
	鉄塔、鉄柱		年/基	2,600	2,600	0
広告塔	外径0.6m未満又は高さ3m未満のもの		年/基	5,300	<u>5,400</u>	100
	外径0.6m以上1.5m未満又は高さ3m以上5m未満のもの		年/基	12,900	<u>13,100</u>	200
	外径1.5m以上又は高さ5m以上のもの		年/基	31,200	<u>31,700</u>	500
看板		年/m ²	1,000	1,000	0	
地下埋設物	外径0.3m未満のもの		年/本	110	110	0
	外径0.3m以上1m未満のもの		年/本	360	<u>370</u>	10
	外径1m以上のもの		年/本	540	<u>550</u>	10
架空工作物	管類	外径0.3m未満のもの	年/本	330	<u>340</u>	10
		外径0.3m以上1m未満のもの	年/本	1,080	<u>1,100</u>	20
		外径1m以上のもの	年/本	1,590	<u>1,620</u>	30
	その他の工作物		年/m ²	1,080	<u>1,100</u>	20
その他のもの		年/m ²	900	<u>920</u>	20	

別表第2
 <使用料>

(単位：円)

区分			単位	料金			
				改定前	改定後(案)	改定見込額	
大分港坂の市 (細)地区	小型船舶用物揚場	船長10m未満の船舶	1日以内のとき	隻	870	<u>880</u>	10
			1日を超え10日以内のとき	隻	4,300	<u>4,400</u>	100
			10日を超え1月以内のとき	隻	7,800	<u>7,900</u>	100
			1月を超えるとき	月/隻	8,650	<u>8,800</u>	150
		船長10m以上の船舶	1日以内のとき	隻	1,300	1,300	0
			1日を超え10日以内のとき	隻	6,500	<u>6,600</u>	100
			10日を超え1月以内のとき	隻	11,700	<u>11,900</u>	200
			1月を超えるとき	月/隻	13,000	<u>13,200</u>	200
	係船専用浮棧橋	船長10m未満の船舶	1日以内のとき	隻	1,200	1,200	0
			1日を超え10日以内のとき	隻	6,000	<u>6,100</u>	100
			10日を超え1月以内のとき	隻	10,800	<u>10,900</u>	100
			1月を超えるとき	月/隻	12,000	<u>12,200</u>	200
		船長10m以上の船舶	1日以内のとき	隻	1,800	1,800	0
			1日を超え10日以内のとき	隻	8,950	<u>9,100</u>	150
			10日を超え1月以内のとき	隻	16,100	<u>16,400</u>	300
			1月を超えるとき	月/隻	17,900	<u>18,200</u>	300
	船揚場			日/隻	6,300	<u>6,400</u>	100

【備考】

改正前後（改正なし）

1 総トン数20トン未満で当該港を基地とする漁船の1月を超えるときの使用料の額は、上記使用料から船長10m未満の漁船にあつては1月当たり2,600円を、船長10m以上の船長にあつては1月当たり3,900円を減じた額とする。

(単位：円)

区分			単位	料金			
				改定前	改定後（案）	改定見込額	
大分港大在地区	係船専用浮棧橋	船長10m未満の船舶	1日以内のとき	隻	870	<u>880</u>	10
			1日を超え10日以内のとき	隻	4,300	<u>4,400</u>	100
			10日を超え1月以内のとき	隻	7,750	<u>7,900</u>	150
			1月を超えるとき	月/隻	8,650	<u>8,800</u>	150
	船長10m以上の船舶	1日以内のとき	隻	1,300	1,300	0	
		1日を超え10日以内のとき	隻	6,500	<u>6,600</u>	100	
		10日を超え1月以内のとき	隻	11,700	<u>11,900</u>	200	
		1月を超えるとき	月/隻	12,900	<u>13,200</u>	300	

【備考】

改正前後（案）（改正なし）

1 総トン数20トン未満で当該港を基地とする漁船の1月を超えるときの使用料の額は、上記使用料から船長10m未満の漁船にあつては1月当たり2,600円を、船長10m以上の船長にあつては1月当たり3,900円を減じた額とする。

(単位：円)

区分			単位	料金			
				改定前	改定後	改定額	
大分港日吉原地区	係船専用浮棧橋	船長10m未満の船舶	1日以内のとき	隻	560	<u>570</u>	10
			1日を超え10日以内のとき	隻	2,850	<u>2,900</u>	50

(単位：円)

区分			単位	料金			
				改定前	改定後（案）	改定見込額	
大分港日吉原地 区	係船専用浮棧 橋	船長10m 未満の 船舶	10日を超え1月以内のとき	隻	5,100	<u>5,200</u>	100
			1月を超えるととき	月/隻	5,650	<u>5,700</u>	50
		船長10m 以上の 船舶	1日以内のとき	隻	860	<u>870</u>	10
			1日を超え10日以内のとき	隻	4,250	<u>4,350</u>	100
			10日を超え1月以内のとき	隻	7,650	<u>7,800</u>	150
			1月を超えるととき	月/隻	8,500	<u>8,650</u>	150

【備考】

改正前後（案）（改正なし）

- 1 総トン数20トン未満で当該港を基地とする漁船の1月を超えるとときの使用料の額は、上記使用料から船長10m未満の漁船にあつては1月当たり2,600円を、船長10m以上の船長にあつては1月当たり3,900円を減じた額とする。

(単位：円)

区分			単位	料金		
				改定前	改定後（案）	改定見込額
別府港北浜ヨッ トハーバー	浮棧橋 （一般 使用の 場合）	船長5m未満の船舶	日/隻	2,200	<u>2,700</u>	500
		船長5m以上6m未満の船舶	日/隻	2,500	<u>3,100</u>	600
		船長6m以上7m未満の船舶	日/隻	2,800	<u>3,450</u>	650
		船長7m以上8m未満の船舶	日/隻	3,150	<u>3,850</u>	700
		船長8m以上9m未満の船舶	日/隻	3,450	<u>4,250</u>	800
		船長9m以上10m未満の船舶	日/隻	3,750	<u>4,650</u>	900
		船長10m以上11m未満の船舶	日/隻	4,200	<u>5,150</u>	950

(単位：円)

区分		単位	料金			
			改定前	改定後(案)	改定見込額	
別府港北浜ヨットハーバー	浮棧橋 (一般 使用の 場合)	船長11m以上12m未満の船舶	日/隻	4,600	<u>5,650</u>	1,050
		船長12m以上13m未満の船舶	日/隻	5,000	<u>6,200</u>	1,200
		船長13m以上の船舶	日/隻	5,450	<u>6,700</u>	1,250
	浮棧橋 (専用 使用の 場合)	船長5m未満の船舶	月/隻	16,900	<u>20,800</u>	3,900
		船長5m以上6m未満の船舶	月/隻	19,400	<u>23,900</u>	4,500
		船長6m以上7m未満の船舶	月/隻	21,900	<u>27,000</u>	5,100
		船長7m以上8m未満の船舶	月/隻	24,500	<u>30,100</u>	5,600
		船長8m以上9m未満の船舶	月/隻	27,000	<u>33,200</u>	6,200
		船長9m以上10m未満の船舶	月/隻	29,500	<u>36,300</u>	6,800
		船長10m以上11m未満の船舶	月/隻	32,600	<u>40,100</u>	7,500
		船長11m以上12m未満の船舶	月/隻	35,800	<u>44,000</u>	8,200
		船長12m以上13m未満の船舶	月/隻	38,900	<u>47,900</u>	9,000
		船長13m以上の船舶	月/隻	42,100	<u>51,700</u>	9,600
	ボート ヤード (一般 使用の 場合)	船長5m未満の船舶	日/隻	2,100	<u>2,550</u>	450
		船長5m以上6m未満の船舶	日/隻	2,350	<u>2,900</u>	550
		船長6m以上7m未満の船舶	日/隻	2,600	<u>3,200</u>	600
		船長7m以上8m未満の船舶	日/隻	2,900	<u>3,550</u>	650
		船長8m以上9m未満の船舶	日/隻	3,150	<u>3,850</u>	700

(単位：円)

区分		単位	料金			
			改定前	改定後(案)	改定見込額	
別府港北浜ヨットハーバー	ボートヤード (一般使用の場合)	船長9m以上10m未満の船舶	日/隻	3,400	<u>4,200</u>	800
		船長10m以上11m未満の船舶	日/隻	3,750	<u>4,650</u>	900
		船長11m以上12m未満の船舶	日/隻	4,150	<u>5,100</u>	950
		船長12m以上13m未満の船舶	日/隻	4,500	<u>5,550</u>	1,050
		船長13m以上の船舶	日/隻	4,850	<u>6,000</u>	1,150
	ボートヤード (専用使用の場合)	船長5m未満の船舶	月/隻	13,100	<u>16,200</u>	3,100
		船長5m以上6m未満の船舶	月/隻	15,100	<u>18,600</u>	3,500
		船長6m以上7m未満の船舶	月/隻	17,000	<u>20,900</u>	3,900
		船長7m以上8m未満の船舶	月/隻	19,000	<u>23,300</u>	4,300
		船長8m以上9m未満の船舶	月/隻	20,900	<u>25,700</u>	4,800
		船長9m以上10m未満の船舶	月/隻	22,800	<u>28,100</u>	5,300
		船長10m以上11m未満の船舶	月/隻	25,200	<u>31,100</u>	5,900
		船長11m以上12m未満の船舶	月/隻	27,600	<u>34,000</u>	6,400
		船長12m以上13m未満の船舶	月/隻	30,100	<u>37,000</u>	6,900
		船長13m以上の船舶	月/隻	32,500	<u>39,900</u>	7,400
	上架施設	船長5m未満の船舶	回	1,650	<u>2,000</u>	350
		船長5m以上6m未満の船舶	回	1,900	<u>2,300</u>	400
		船長6m以上7m未満の船舶	回	2,100	2,550	450

(単位：円)

区分		単位	料金			
			改定前	改定後（案）	改定見込額	
別府港北浜ヨットハーバー	上架施設	船長7m以上8m未満の船舶	回	2,300	<u>2,850</u>	550
		船長8m以上9m未満の船舶	回	2,500	<u>3,100</u>	600
		船長9m以上10m未満の船舶	回	2,700	<u>3,350</u>	650
		船長10m以上11m未満の船舶	回	3,000	<u>3,650</u>	650
		船長11m以上12m未満の船舶	回	3,250	<u>4,000</u>	750
		船長12m以上13m未満の船舶	回	3,500	<u>4,300</u>	800
		船長13m以上の船舶	回	3,750	<u>4,650</u>	900
	給水施設	回	370	<u>450</u>	80	
	給電施設	回	260	<u>320</u>	60	
	駐車場（浮棧橋又はボートヤードの使用許可を受けた者が使用する場合を除く。）		台/時間	200	<u>250</u>	50

【備考】

改正前後（案）（改正なし）

- 1 官公署及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の所有するヨット及びモーターボードについては免除する。

別表第3

(単位：円)

区分			単位	料金			
				改定前	改定後(案)	改定見込額	
利用料金	別府港 駐車場 (機械 により 入退場 が管理 される もの)	時間を 単位と する利 用	12時間以内のとき	台	100円以上 510円以下	<u>(削除)</u>	-
			12時間を超えるとき	台	100円以上510円 以下の額に、12 時間を超える6 時間ごとに100 円以上310円以 下の額を加算し た額	<u>(削除)</u>	-
		月を単位とする理由	月/台	5,250円以上 8,350円以下	<u>(削除)</u>	-	